

事前評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(水質保全対策事業)					
地区名	しんこうどうがわようすい 新光堂川用水地区					
事業箇所	いちのみやし いなざわし 一宮市、稻沢市					
事業のあらまし	<p>本地区は、一宮市の南部及び稻沢市の北部に位置し、都市近郊の低平地で稲作を中心とした営農が展開されている。</p> <p>光堂川用水は周辺の雑排水の流入等による水質の悪化から、用排兼用の機能のうち用水機能を分離するため、昭和46年度から55年度にかけて県営水質障害対策事業により管水路化された。</p> <p>近年、管水路化から40年程度が経過し、老朽化等に伴う漏水への対応により、維持管理に多大な労力を要し、安定した用水供給に支障をきたしている。</p> <p>このため、本事業により老朽化対策を実施することにより、施設の機能維持・強化を図り、良質な農業用水の安定供給を維持し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】 従前の用水機能を維持し、農業生産の維持、農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】 なし</p>					
事業費	事業費	内訳				
	46.7億円	■工事費 39.1億円、■用補費 0.9億円、■その他 6.7億円				
事業期間	採択予定年度	平成31年度	着工予定年度	平成32年度	完成予定年度 平成42年度	
事業内容	用水路工 10.0km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	本地区の用水路は布設後40年程度が経過し、老朽化や都市化に伴う自動車荷重の増加等による施設の劣化が原因の漏水が頻発しており、水管理に多大な労力を要していることから、農業生産を維持し、農業経営の安定化を図るため、施設を更新整備する必要がある。				
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。			
		【理由】	近年、老朽化等に伴う漏水が頻発していることから、農業生産の維持、農業経営の安定化を図るために、本施設の早急な更新整備が必要である。			

②事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】																																																																																										
		区分			事前評価時 (基準年:H30)			備考																																																																																				
		費用 (億円)	事業費		33.1																																																																																							
			その他費用		15.8																																																																																							
			合計(C)		48.9																																																																																							
		効果 (億円)	作物生産効果		48.2																																																																																							
			品質向上効果		3.3																																																																																							
			営農経費節減効果		△6.4																																																																																							
			維持管理費節減効果		△6.5																																																																																							
			水源かん養効果		21.0																																																																																							
			合計(B)		59.6																																																																																							
		(参考)	水田作付面積(ha)		274.1																																																																																							
		算定要因	普通畠作付面積(ha)		0.0																																																																																							
		費用対効果分析結果(B/C)			1.21																																																																																							
※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。																																																																																												
注) その他費用の内訳																																																																																												
①当該施設 再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格																																																																																												
②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(国営新濃尾農地防災事業) 新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格 ※評価期間:52年(当該事業の工事期間12年+40年)																																																																																												
【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】 「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。																																																																																												
2) 貨幣価値化困難な効果	該当なし																																																																																											
判定	A	A:十分な事業効果が期待できる。 B:十分な事業効果が期待できない。																																																																																										
	【理由】 費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。																																																																																											
③事業の実効性												1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th><th>H36</th><th>H37</th><th>H38</th><th>H39</th><th>H40</th><th>H41</th><th>H42</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>工種 用地補償</td><td></td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>区分 工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・用水路工</td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>事業費(億円)</td><td colspan="3">19.5</td><td colspan="9" rowspan="3">27.2</td></tr> </tbody> </table>														H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	調査・設計	←											→	工種 用地補償		←										→	区分 工事													・用水路工	←											→	事業費(億円)	19.5
	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42																																																																																
調査・設計	←											→																																																																																
工種 用地補償		←										→																																																																																
区分 工事																																																																																												
・用水路工	←											→																																																																																
事業費(億円)	19.5			27.2																																																																																								
2) 地元の合意形成 土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																																																												
3) 環境への影響 工事に際しては、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策及び濁水の流出対策を実施することにより、水生生物の生息環境及び地域住民の生活環境への配慮を行う。																																																																																												
判定	A	A:事業計画の実効性が期待できる。 B:事業計画の実効性が期待できない。																																																																																										
	【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。																																																																																											

④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	路線位置について、現況ルートにて更新する現計画と道路下埋設を基本とし可能な限り直線とする新設ルートの計画を既設管撤去も含めた費用で比較検討した結果、現況ルートの方が安価となることから、最も妥当な手法である。					
	判定	A	A : 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B : 手段には代替性があり、改善の余地がある。				
		【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。					
III 対応方針（案）							
事業実施が妥当である。		事業実施が妥当である。：上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容							
■対象（事業完了後5年目） <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 —							
【主な評価内容】 ・作物生産の状況							
V 事業評価監視委員会の意見							
VI 対応方針							